

1. 賞与のご連絡をお願いします。

※社会保険の手続きをあおばにおまかせ頂いている事業所様が対象です。

- ① 各人の賞与額（税金などを控除する前の一番大きな額）
- ② 支給日
ファックスまたは、メールにてあおば事務所までご連絡ください。
支給が無い場合も届け出が必要ですので、ご連絡をお願いします。

2. 賞与から社会保険料、雇用保険料を控除してください。

控除する保険料額は、毎月の給与から控除する額とは異なります。
賞与の保険料額の計算方法は以下のとおりです。

- ① 健康保険、介護保険、厚生年金の保険料額の算出方法
各人の賞与額（税金などを控除する前の一番大きな額）から
1,000 円未満の端数を切り捨てた額に保険料率(H.29.6 現在) を乗じた額
・健康保険⇒ **4.935% (埼玉) 4.955% (東京) 4.945% (茨城)**
・介護保険⇒ **0.825% (40 歳以上 65 歳未満の方)**
・厚生年金⇒ **9.091%**

※料率は協会けんぽのもので健康保険組合等は上記と違うことがあります。

例) 賞与額 108,800 円の場合

健康保険料 (埼玉)	$108,000 \text{ 円} \times 4.935\% = 5,330 \text{ 円}$
介護保険料 (40 歳～64 歳の方のみ)	$108,000 \text{ 円} \times 0.825\% = 891 \text{ 円}$
厚生年金保険料	$108,000 \text{ 円} \times 9.091\% = 9,818 \text{ 円}$

※上限額 健康保険→年間 573 万円 (毎年 4 月～3 月までの賞与額の累計)
厚生年金→賞与 1 カ月間の金額が 150 万円
これらの金額を超えた分には保険料が掛かりません。

※賞与支払い月の途中で退職された方の賞与からは、社会保険料を控除しません。
ただし月の末日に退職された場合は、控除します。
また育児休業中の方や、70 歳以上の方なども、保険料控除の扱いが変わりますので、
該当の方がいらっしゃる場合は、あおば事務所までお問い合わせください。

- ② 雇用保険の保険料額の算出方法
各人の賞与額（税金などを控除する前の一番大きな額）に保険料率を乗じた額
・雇用保険⇒ **0.3%(建設業は 0.4%)**
例) 賞与額 108,800 円の場合
雇用保険料 (建設業以外) $108,800 \text{ 円} \times 0.3\% = 326 \text{ 円}$

何かご不明な点がございましたら、あおば事務所までお問い合わせください。